特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１９号

愛知県豊田市保見町上三戸口３５番地
清算株式会社　　エスティエナジー株式会社
代表清算人　　松　尾　崇　弘

１　決定年月日　令和８年７月13日
２　主文　次の協定を認可する。

協　定

１　清算株式会社は、本吉電子工業株式会社を除く協定債権者（以下「本協定債権者」という。）に対し、本協定認可決定確定後、遅滞なく、資産換価代金から清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済する。
２　前項の弁済は、本協定債権者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
３　本協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額について、その債務を免除する。
４　協定債権者本吉電子工業株式会社は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
５　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、本協定債権者が第３項により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（ヒ）第５号

群馬県高崎市上並榎町１１１１番地７
清算株式会社　株式会社シャクナゲ
代表清算人　星野和子

１　決定年月日　令和８年７月14日
２　主文　次の協定を認可する。

協　　定

１　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社シャクナゲ（以下「清算株式会社」という）の特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

２　協定債権の免除

協定債権を有する債権者（以下「協定債権者」という）は、本協定認可決定確定時において、協定債権をすべて免除する。

３　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。

４　追加弁済

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社がこれを速やかに換価し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙協定債権額一覧表記載の協定債権者に対して、対象債権額欄に記載の債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、第２項による免除の効力を失うものとする。

以　上

（別紙省略）

前橋地方裁判所高崎支部

更生手続における包括的禁止命令

令和８年（ミ）第５号

兵庫県伊丹市中央二丁目７番１０－１号
開始前会社　日航日本語学校株式会社

主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。

１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
２　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
３　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）

令和８年７月１３日

東京地方裁判所民事第２０部

更生手続における保全管理命令

令和８年（ミ）第５号

兵庫県伊丹市中央二丁目７番１０－１号
開始前会社　日航日本語学校株式会社

１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区大手町１－１－２　大手門タワー　西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　弁護士　南　賢一

令和８年７月１３日

東京地方裁判所民事第２０部

監 督 命 令

監督命令取消

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始